

広島県後期高齢者医療広域連合長の職務代理者を定める規則

平成19年2月1日

規則第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第152条の規定による広域連合長の職務を代理する順序は、次のとおりとする。

第1順位 副広域連合長（副広域連合長のうち、あらかじめ広域連合長が指名したもの）

第2順位 事務局長

第3順位 事務局次長

附 則

この規則は、公布の日から施行する。